

第4章 施策の方向性と展開

重点課題1. 障がいのある人への理解の促進

誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会の実現のためには、その基礎として「障がい」や「障がいのある人」への理解が欠かせません。

そのためには、誰もが「障がい」や「障がいのある人」を知り、接して理解する機会が必要です。また、障がいのある人も社会の一構成員として、自ら情報発信し、積極的に社会に参加していくことで、相互の関わりを強めながら、理解が促進されていきます。

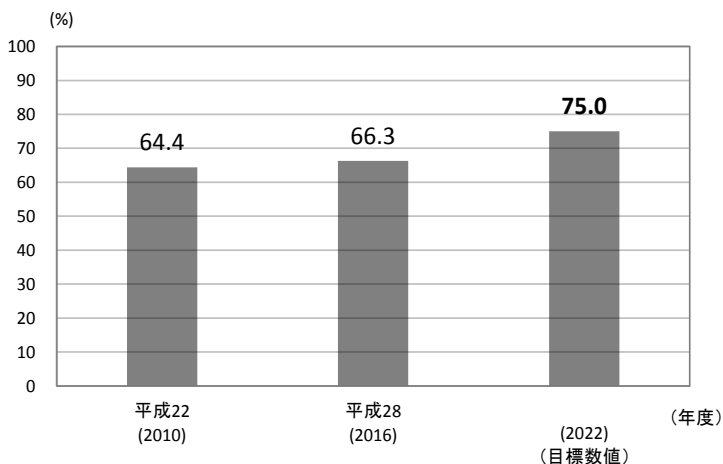
基本施策(1)障がいへの理解を深める広報・啓発活動の充実
基本施策(2)住民主体の交流づくり
基本施策(3)障がい当事者からの情報発信
基本施策(4)障がい(者)理解のための取り組みの推進

■重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

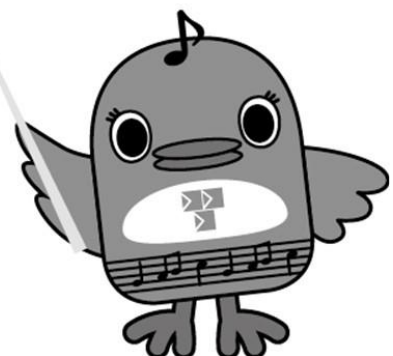
【障がいのない人対象調査】 障がい者との関わりについて

問6:あなたは、次のような機会に、障がいのある方と交流した経験はありますか。
(複数回答可)

数値目標の指標:学校、職場などで障がいのある人と交流した経験のある選択肢の回答率



目標数値
75.0%



障がいのない人が障がいのある人と交流した経験について、学校、職場、地域の活動など何らかの形で交流した経験のある選択肢の回答率を指標としました。平成22年度の調査は64.4%でしたが、平成28年度は66.3%と若干増加しています。障がいについての理解の促進に向けた啓発活動や障がいのある人とない人の交流機会の増加などにより、この回答率の更なる増加を目指し、2022年度の目標数値は75.0%とします。

基本施策 (1)障がいへの理解を深める広報・啓発活動の充実

■現状と課題

障がいのある人の地域生活を支えるために、障がい及び障がいのある人についての正しい知識を広め、理解を深めていくことは非常に重要です。

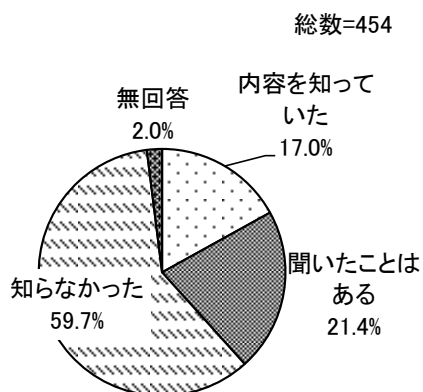
障がいのない人を対象としたアンケート結果では「ノーマライゼーション」という用語を「知らなかった」との回答が約60%、「ユニバーサルデザイン」を「知らなかった」との回答が約40%を占めています。

また、「障害者差別解消法」や「習志野市心が通うまちづくり条例」を「知らなかった」との回答は60%を超えています。

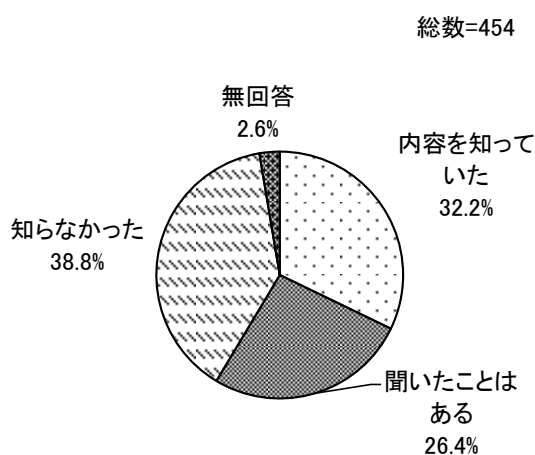
障がいへの理解を深めるための取り組みは、すぐに成果が反映できるものではないことから、今後も、地域、公共施設、公共交通機関及び民間事業者等において、障がいのある人への理解を進めるための啓発活動を継続的に進めていく必要があります。

【障がいのない人】

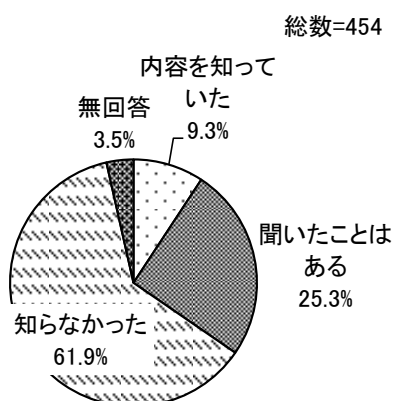
■ノーマライゼーションの認知状況



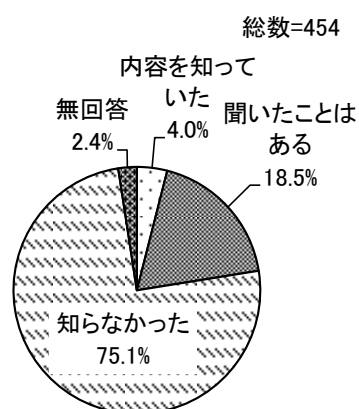
■ユニバーサルデザインの認知状況



■障害者差別解消法の認知状況



■習志野市心が通うまちづくり条例の認知状況



■施策の方向性

個人だけでなく、地域・公共施設・公共交通機関及び民間事業者等における障がいへの理解を広げ、深めるための広報や啓発活動の充実

■施策の展開

・特集記事及び障がい者団体・障害福祉サービス事業所主催のイベント等に関する広報
習志野・テレビ広報「なるほど習志野」での情報発信 【障がい福祉課・広報課】

・行政・警察・消防、医療・金融・交通機関、商業施設等、日常生活に関わる機関に対する
啓発の推進 【障がい福祉課】

・市広報・市ホームページへの障がい福祉に関する記事の掲載による理解と交流の促進
【障がい福祉課】

・障がいのある人となない人が参加できる障がいの理解を深めるイベントの実施
【障がい福祉課】

・障がいのある人に関するマークや標識の周知・啓発 【障がい福祉課】

The infographic provides detailed information about Disability Week, including definitions of different types of disabilities, examples of necessary accommodations, and contact information for local support services. It also features a call to action for public opinion and references to national government plans.

広報習志野「障害者週間」の特集記事

基本施策 (2)住民主体の交流づくり

■現状と課題

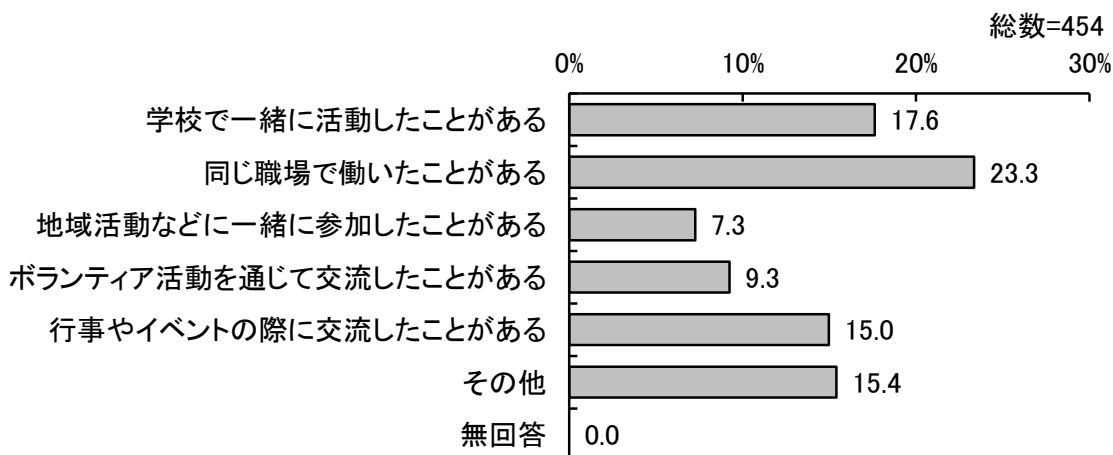
障がい及び障がいのある人への理解を深めるには、障がいのある人とない人相互の交流機会を持つことが大切です。

障がいのない人を対象としたアンケート結果では、障がいのある人との交流経験は、全体的に少なく、特に、「地域活動などに一緒に参加したことがある」は7.3%と最も低くなっています。

このようなことから、現在取り組まれている交流機会を、障がいのある人がより参加しやすい環境へ整えるとともに、身近な地域で障がいのある人との交流機会を積極的に設けていく必要があります。

【障がいのない人】

■障がいのある人との交流経験(複数回答)



■施策の方向性

障がいのある人とない人の交流機会の充実及び参加しやすい環境の整備並びに障がいのある人が地域に主体的に参加していこうとする意識の醸成に向けた取り組みの推進

■施策の展開

- ・町会・自治会・社会福祉協議会等が提供する障がいのある人との交流機会の周知・普及
【障がい福祉課】
- ・地域住民を交えた障がいのある人とない人の交流の場の提供 【障がい福祉課】
- ・福祉ふれあいまつりなどの取り組みを通した障がいのある人への理解の促進
【健康福祉政策課】
- ・障がいのある人も地域を担う一員としての自覚を持ち、地域に主体的に参加していこうとする意識の醸成と参加するための体制の整備の推進 【障がい福祉課】
- ・地域のイベント等に障がいのある人が参加しやすい配慮がなされるような働きかけの実施
【障がい福祉課】



「福祉ふれあいまつり」の様子

基本施策 (3)障がい当事者からの情報発信

■現状と課題

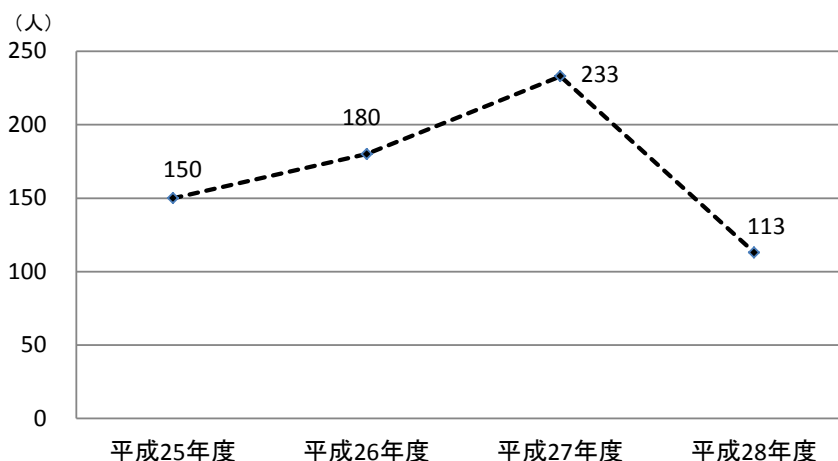
障がいの理解の促進には、障がいのある人自身からの意思表示や情報発信も非常に重要です。

市では、地域共生協議会と共に、毎年市民に向けた障がい者啓発イベントを実施しています。イベントではこれまで、障がい当事者による自身の体験発表、市内障害福祉サービス事業所の紹介や作品展示、事業所で制作した物品や飲食の販売、事業所による演劇や音楽演奏の発表などを行ってきました。また市庁舎では、毎週1回、障害福祉サービス事業所によるお弁当やクッキーの販売や、不定期ですが梅の実、園芸品、縫製作品の販売なども実施しており、いずれも好評を得ております。これらの活動は、障がいのある人と市民が直接ふれあう機会や、発表や作品等を通して障がいのある人を理解する機会となっています。

その他、地域共生協議会において、障がい当事者団体を含む障がい福祉の関係機関による意見交換や情報交換、協議等を実施しています。

今後もイベントや会議において、障がいのある人が意思表示や情報発信できる場を確保していく必要があります。

■障がい者啓発イベント参加者実績(28年度は障がい者週間市民のつどいと名称変更して実施)



【平成29年度地域共生協議会会議開催回数】

地域共生協議会	開催回数
全体会議	年3回
運営会議	月1回
部会 ※1	月1回

※1 部会は下記5部会

相談支援部会

児童部会

就労支援部会

権利擁護部会

社会資源開発・改善部会

■施策の方向性

障がいのある人自身が様々な場面で意思表示や情報発信できる環境の整備と機会の充実

■施策の展開

- ・地域共生協議会による障がい者理解に向けた情報発信と啓発活動の実施
【障がい福祉課】
- ・市民向け講座等における障がい当事者からの情報発信 【障がい福祉課】
- ・障がいのある人本人が自分にとって必要な支援を周囲に伝え、理解を求めることのできる環境の整備 【障がい福祉課】
- ・市主催会議への障がい当事者の参加促進への働きかけ 【障がい福祉課】
- ・事業の実施にあたって可能な限り障がい福祉の関係機関や障がい当事者の意見を取り入れる機会の充実や体制の整備 【障がい福祉課】
- ・障がい者団体の活動支援の充実 【障がい福祉課】
- ・障がい者団体との交流の推進による潜在的ニーズの把握 【障がい福祉課】
- ・地域共生協議会への障がい福祉行政に関する課題の提起など、地域共生協議会の活動の一層の充実に向けた支援の実施 【障がい福祉課】
- ・障害福祉サービス事業所を紹介する機会の提供 【障がい福祉課】

基本施策 (4)障がい(者)理解のための取り組みの推進

■現状と課題

障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために、小・中学校を中心とした交流教育、福祉学習や、市民向けイベントなどに取り組んでいます。

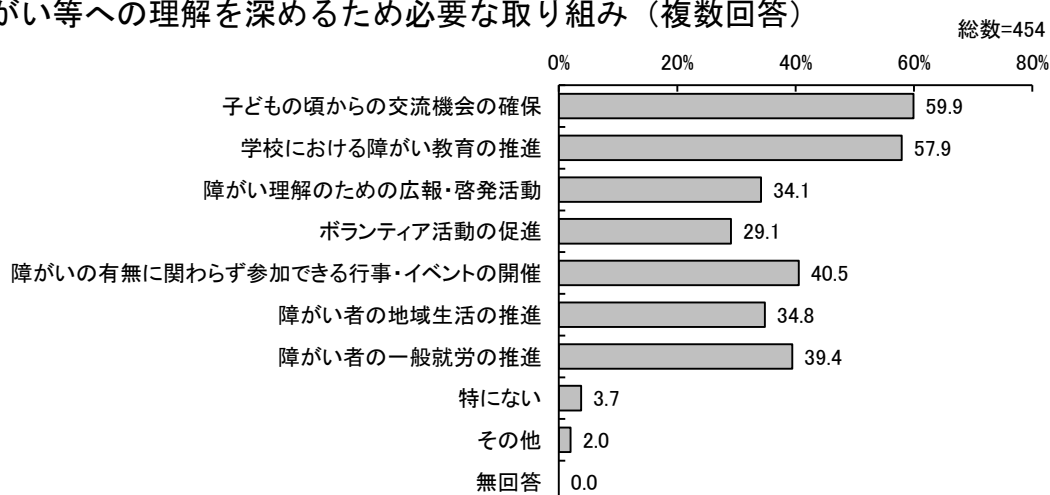
アンケート結果においても、障がいに対する理解を深めるために必要な取り組みとして「子どもの頃からの交流機会の確保」や「学校における障がい教育の推進」が共に50%を超えています。

また、習志野市心が通うまちづくり条例の趣旨の普及のために、障がいへの理解を目的として啓発事業を年2回実施し、障がい者との交流や障がい者施設での作業体験等を行っています。

今後も、小・中学校での交流機会や福祉学習、市民向けの障がいへの理解を深めるための各種イベント等を推進するとともに、プログラム内容や回数の充実を図る必要があります。

【障がいのない人】

■障がい等への理解を深めるため必要な取り組み（複数回答）



■ 施策の方向性

小・中学校での交流機会や福祉学習、市民向けの障がいへの理解を深めるための各種イベント等の推進と内容の充実

■ 施策の展開

- ・障がい及び障がいのある人に対する理解の促進のための、小・中学校における福祉学習の充実 【指導課】
- ・福祉教育の現場に障がいのある人が講師等として参加するなど、より高い学習効果が得られるような支援の実施 【指導課】
- ・市民向け講座等による市民の障がいへの理解の促進 【障がい福祉課】
- ・障がいのある人と接する際の配慮や対応スキルに関する職員研修の充実
【人事課・障がい福祉課】
- ・学校で障がいのある人が情報発信できる環境を整えるための教育委員会との連携強化
【障がい福祉課】



「習志野市心が通うまちづくり条例」の
啓発事業(歩行体験)の様子

ならとも

習志野市障がい者地域共生協議会



習志野市イメージキャラクター
「ナラシドリ」

誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあい、地域で
ありのままに暮らすことができる社会を目指します！

●習志野市障がい者地域共生協議会とは……

障がいのある方の日々の暮らしを支えニーズに応じていくためには、障がいにかかわる多くの関係者が連携し、ネットワークをつくりながら、様々な人やサービスを組み合わせていくことが大切です。「習志野市障がい者地域共生協議会」は、障害者総合支援法（通称）89条の3に基づき、障がい当事者の地域の団体や障がいの者の支援にかかわる人たちがそれぞれの役割を尊重し、情報を共有しながら、障がいの者の地域生活を支えるために当事者・支援者・行政でつづけているネットワークです。

- 習志野市障がい者地域共生協議会
- 習志野市健康福祉部障がい福祉課

お問い合わせ：習志野市鷹沼2-1-1 習志野市健康福祉部障がい福祉課
☎ 047-453-9206 FAX 047-453-9309

習志野市障がい者地域共生協議会

全体会 委員全員で協議する全体会

運営会議 全体会の運営を協議する運営会議

部会

相談支援部会

*障がいの相談支援に関する課題の協議や支援困難事例への対応のあり方の協議を行います。

児童部会

*障がい児への支援体制充実のため、関係機関への働きかけや連携強化に関する協議に取り組みます。

就労支援部会

*障がいを持った人たちが地域の中で「はたらく」ことを応援するための取り組みを考える等、習志野市における課題や必要な施策を検討します。広報紙「ならたく」を年3回発行しています。（4月、8月、12月）。

権利擁護部会

*障がいを持っている方の権利擁護に関する協議などを行っています。

社会資源開発・改善部会

*障がいをもった人が地域で暮らしにくい課題について、すでにある社会資源（システムや助け合い）を活用したり、新たに必要な社会資源に関して協議します。また、障がい者基本計画と障がい福祉計画の推進に関する取り組みを行います。

【 啓発活動 】

*地域共生協議会全体として障がい福祉サービスガイドマップの作成、福祉ふれあいまつり（市民のつどい）の参加、地域のまつりへの参加などの啓発活動を行っています。

習志野市障がい者地域共生協議会の案内チラシ(表・裏)